

農協改革に関する意見書の提出を求める請願書

平成31年 2 月 5 日

瀬戸市議会

議長 長江 公夫 様

請願者

日進市蟹甲町池下213番地

あいち尾東農業協同組合

代表理事組合長 石黒 秀

紹介議員

三木 雪 実

高島 淳

請願の趣旨

J Aは、組合員である農家の経営安定化と地域農業の振興において、また、市民の生活基盤としても、非常に重要な役割を果たしています。

このような中、国は、2019年5月末までを期限とし、信用事業の農林中金等への譲渡等を始めとする、農協改革集中推進期間中の改革を促すとともに、2021年3月末までに、農協制度や准組合員利用規制の導入について検討を行い、結論を得るものとしています。

J Aグループでは、総合事業性を活用した自己改革に取り組んでいるところですが、今後進められる①信用事業の分離誘導や、②准組合員利用規制の導入などの内容によっては、J Aの機能発揮が十分に行えなくなり、農業振興や地域振興に支障をきたすこととなります。

このため、国に対して農協改革に関する意見書を提出していただきたく請願いたします。

## 請願の本文

当組合は、農業者に対する営農指導、産直施設等による農産物の販売、農地中間管理機構等による農地集積など、組合員の経営安定化と地域農業の振興において、また、これら営農関連事業にとどまらず、地域の人々の生活を支える事業を運営し、市民の生活基盤としても、非常に重要な役割を果たしています。

特に、本市は、都市化が進展し、農地の減少しつつある地域と中山間地域で鳥獣被害が多く発生し、対策に苦慮している地域であります。これに対しJAは、担い手に対する出向く営農指導や作物別グループに対する栽培指導等支援、産直施設やインショップ等による農産物の販路拡大、農地中間管理機構や農地円滑化事業等による農地集積、鳥獣被害対策支援、新規就農者の育成などの取り組みや活動を積極的に実施しています。

このような中、国は、2019年5月末までを期限とする農協改革集中推進期間を設定し、信用事業の農林中金等への譲渡等の改革を促しています。

また、平成28年4月1日に施行された改正農業協同組合法附則では、改正後5年を経過する2021年3月末までに、農協制度や准組合員利用規制の導入について検討を行い、結論を得るものとしています。

一方、JAグループは、現在、農家所得の向上を最重点目標として、JAの総合事業性を活用した自己改革に取り組んでいるところですが、今後進められる①信用事業の分離誘導や、②准組合員利用規制の導入などの内容によっては、JAの機能発揮が十分に行えなくなり、農業振興や地域振興に支障をきたすことになりかねません。

そこで、この趣旨を十分ご理解頂き、信用事業譲渡及び准組合員利用規制の導入は、JAの主権者たる組合員の判断に基づき慎重に対応することを国に対し、意見書を提出していただきたくお願いいたします。

以上

## 農協改革に関する意見書（案）

本市の農業は、温暖な気候や豊かな水資源などの自然環境の下、農業者のたゆまぬ努力によって、地域経済の一翼を担うとともに、市民に新鮮な食料や良好な景観等を提供してきた。

こうした中で、本市のJAでは、農業者に対する営農指導、産直施設等による農産物の販売、農地中間管理機構等による農地集積など、組合員の経営安定化と地域農業の振興において、また、これら営農関連事業にとどまらず、地域の人々の生活を支える事業を運営し、市民の生活基盤としても、非常に重要な役割を果たしてきている。

特に、本市は都市化が進展し、農地の減少しつつある地域と中山間地域で鳥獣被害が多く発生し、対策に苦慮している地域であります。これに対しJAは、担い手に対する出向く営農指導や作物別グループに対する栽培指導等支援、産直施設やインショップ等による農産物の販路拡大、農地中間管理機構や農地円滑化事業等による農地集積、鳥獣被害対策支援、新規就農者の育成などの取り組みや活動を積極的に実施しており、本市の社会・経済上なくてはならない組織となっている。

このような中、国は、2019年5月末までを期限とする農協改革集中推進期間を設定し、信用事業の農林中金等への譲渡等の改革を促している。

また、平成28年4月1日に施行された改正農業協同組合法附則では、改正後5年を経過する2021年3月末までに、農協制度や准組合員利用規制の導入について検討を行い、結論を得るものとしている。

一方、JAグループは、現在、農家所得の向上を最重点目標として、JAの総合事業性を活用した自己改革に取り組んでいるところであるが、今後進められる①信用事業の分離誘導や、②准組合員利用規制の導入などの内容によっては、JAの機能発揮が十分に行えなくなり、農業振興や地域振興に支障をきたすことが懸念される。

そもそも、JAは組合員の民主的な協同組織である。JAのあり方を決めるのは国ではなく、組合員が決定するものであるという協同組合の基本原則に沿った対応が望まれる。

よって、国におかれてはこうした状況を踏まえ、下記の事項に責任をもって対応されるよう強く要望する。

記

1. 信用事業譲渡及び准組合員利用規制の導入は、JAの主権者たる組合員の判断に基づき慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

愛知県瀬戸市議会議長  
長江 公夫

衆議院議長	大島 理森	
参議院議長	伊達 忠一	
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
農林水産大臣	吉川 貴盛	
内閣府特命担当大臣	片山 さつき	